

（尾灯）

第 50 条 尾灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第 37 条第 2 項の告示で定める基準は、別添 64「尾灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、別添 64「尾灯の技術基準」4.1.の規定中「適合すること。」とあるのは「適合すること。ただし、当該尾灯の最小光度は次表の配光表の最小光度要件の 80 %値までとし、最大光度については表 1 の配光表の最大光度要件の 120 %値までとする。」と読み替え、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあっては、別添 64「尾灯の技術基準」の 2.7.、2.8.、3.4.から 3.6.まで、5.1.1.括弧書、5.3.の規定並びに別紙 1 中ただし書は適用しないものとし、5.1.1.及び別紙 2 の 2.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と読み替えるものとする。

2 尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 37 条第 3 項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第 48 号第 4 改訂版補足第 3 改訂版 5.及び 6.（6.19.を除く。）の技術的な要件に定める基準とする。